

第80号議案

蒲郡市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、
次のように制定するものとする。

平成26年12月3日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

特定優良賃貸住宅の家賃を変更するため提案する。

蒲郡市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年蒲郡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「毎月20日」を「毎月末日」に改める。

別表ソレイユ弥生の項中「67,000円」を「57,000円」に改め、同表ソレアドおだの項中「67,000円」を「60,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年3月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第16条第2項の規定は、平成27年1月分以後の家賃等に適用し、平成26年12月分以前の家賃等については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表の規定は、平成27年3月分以後の家賃に適用し、平成27年2月分以前の家賃については、なお従前の例による。